するものを除く。）
マ　精神科慢性身体合併症管理加算（18対１入院基本料及び20対１入院基本料を算定するものを除く。）
ケ　強度行動障害入院医療管理加算
フ　依存症入院医療管理加算
コ　摂食障害入院医療管理加算
エ　栄養サポートチーム加算
テ　口腔管理連携加算
ア　医療安全対策加算
サ　感染対策向上加算
キ　患者サポート体制充実加算
ユ　報告書管理体制加算
メ　褥瘡ハイリスク患者ケア加算
ミ　ハイリスク妊娠管理加算
シ　ハイリスク分娩等管理加算（ハイリスク分娩管理加算に限る。）
エ　精神科救急搬送患者地域連携紹介加算（急性期病院精神病棟入院基本料に限る。）
ヒ　精神科救急搬送患者地域連携受入加算（精神病棟入院料に限る。）
モ　地域支援・医薬品供給対応体制加算
セ　バイオ後続品使用体制加算
ス　病棟薬剤業務実施加算（１又は２に限る。）
ン　データ提出加算
イイ　精神科入退院支援加算
イロ　精神科急性期医師配置加算（急性期病院精神病棟入院基本料及び精神病棟入院料の10対１入院基本料、13対１入院基本料又は15対１入院基本料を算定するものに限る。）
イハ　薬剤総合評価調整加算
イニ　排尿自立支援加算
イホ　地域医療体制確保加算（急性期病院精神病棟入院基本料及び精神病棟入院料の10対１入院基本料又は13対１入院基本料（精神病棟看護・多職種協働加算を算定するものに限る。）を算定するものに限る。）
イヘ　協力対象施設入所者入院加算
イト　精神科地域密着多機能体制加算（精神病棟入院料の10対１入院基本料、13対１入院基本料又は15対１入院基本料を算定するものに限る。）

７　１のイの⑵若しくは⑶、１のロの⑵若しくは⑶又は２のロ若しくはハにおいて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、次に掲げる点数をそれぞれ１日につき所定点数に加算する。
イ　精神病棟看護・多職種協働加算（急性期病院Ａ精神病棟入院料13対１入院基本料の場合）　357点
ロ　精神病棟看護・多職種協働加算（急性期病院Ａ精神病棟入院料15対１入院基本料の場合）　196点
ハ　精神病棟看護・多職種協働加算（急性期病院Ｂ精神病棟入院料13対１入院基本料の場合）　357点
ニ　精神病棟看護・多職種協働加算（急性期病院Ｂ精神病棟入院料15対１入院基本料の場合）　196点
ホ　精神病棟看護・多職種協働加算（精神病棟入院料13対１入院基本料の場合）　357点
ヘ　精神病棟看護・多職種協働加算（精神病棟入院料15対１入院基本料の場合）　196点

８　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、精神保健福祉士配置加算として、１日につき30点を所定点数に加算する。

９　精神保健福祉士配置加算を算定した場合は、区分番号Ａ２３０－２に掲げる精神科地域移行実施加算、区分番号Ａ２４６－２に掲げる精神科入退院支援加算、区分番号Ｂ００５に掲げる退院時共同指導料２、区分番号Ｂ００５－１－２に掲げる介護支援等連携指導料、区分番号Ｉ０１１に掲げる精神科退院指導料及び区分番号Ｉ０１１－２に掲げる精神科退院前訪問指導料は、算定しない。

10　注１に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、注２の規定にかかわらず、当該病棟に入院している患者（第３節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当分の間、夜勤時間特別入院基本料として、それぞれの所定点数の100分の70に相当する点数を算定できる。ただし、当該点数が注２本文に規定する特別入院基本料の点数を下回る場合は、本文の規定にかかわらず、628点を算定できる。

11　別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）は、夜間看護体制特定日減算として、次のいずれにも該当する場合に限り、所定点数の100分の５に相当する点数を減算する。
イ　年６日以内であること。
ロ　当該日が属する月が連続する２月以内であること。

Ａ１０４　特定機能病院入院基本料（１日につき）

１　特定機能病院Ａ入院基本料

イ　一般病棟の場合	
⑴　７対１入院基本料	2,146点
⑵　10対１入院基本料	1,771点
ロ　結核病棟の場合	
⑴　７対１入院基本料	2,125点
⑵　10対１入院基本料	1,757点
⑶　13対１入院基本料	1,526点
⑷　15対１入院基本料	1,350点
ハ　精神病棟の場合	
⑴　７対１入院基本料	1,851点
⑵　10対１入院基本料	1,692点
⑶　13対１入院基本料	1,336点
⑷　15対１入院基本料	1,245点

２　特定機能病院Ｂ入院基本料

イ　一般病棟の場合	
⑴　７対１入院基本料	2,136点
⑵　10対１入院基本料	1,760点
ロ　結核病棟の場合	
⑴　７対１入院基本料	2,115点
⑵　10対１入院基本料	1,746点
⑶　13対１入院基本料	1,514点
⑷　15対１入院基本料	1,337点
ハ　精神病棟の場合	
⑴　７対１入院基本料	1,841点
⑵　10対１入院基本料	1,681点
⑶　13対１入院基本料	1,324点
⑷　15対１入院基本料	1,232点

３　特定機能病院Ｃ入院基本料